

利 用 者 の た め に

1 調査の目的

本調査は、食に関する様々な問題が顕在化している中で、農林水産省において消費者の安心・信頼の確保を展開するための施策として、トレーサビリティシステムの導入促進を図っていることから、食品産業におけるトレーサビリティシステムの導入・実施状況等の実態を把握し、諸施策の企画・立案に必要な資料を得ることを目的に実施した。

2 根拠法規

本調査は、統計報告調整法（昭和27年法律第148号）第4条第1項の規定に基づく総務大臣の承認を受けた統計報告として実施した。

3 調査の機構

本調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方統計組織を通じて実施した。

4 調査の範囲及び調査対象期間

- (1) 調査の範囲は、全国とした。
- (2) 調査対象期間は、食品の総販売額は直近の決算日前1年間とし、従業者数及び各調査事項は平成17年1月1日現在とした。

5 調査対象

調査対象は次のとおりとした。

(1) 企業調査

ア 食品製造業

日本標準産業分類による食料品製造業を営む企業を対象とした。

イ 食品卸売業

日本標準産業分類による飲食料品卸売業を営む企業を対象とした。

ウ 食品小売業

日本標準産業分類による飲食料品小売業を営む企業を対象とした。

(2) 農協調査

総合農協

農業協同組合法で定める農業協同組合のうち、一般に組合の行う事業が信用事業とその他の事業（共済、購買、販売等）を併せて行う農業協同組合とした。

6 標本数及び標本の抽出方法

食品製造業の標本数を940、食品卸売業の標本数を940、食品小売業の標本数を960、

総合農協の標本数を140とした。

企業調査における標本の抽出は、総務省「平成13年事業所・企業統計調査」の結果による企業リストを用いて食品製造業、食品卸売業及び食品小売業の業種別（別表1「業種区分一覧表」参照）、従業者規模階層別（別表2「従業者規模階層別一覧表」参照）、都道府県別（取りまとめセンター別）に標本抽出企業名簿（母集団企業名簿）を作成し、企業数に比例して無作為に行った。農協調査における標本の抽出は、「全国都道府県 農業協同組合名鑑 平成16年版」（日本農業新聞社発行）を用いて都道府県別（取りまとめセンター別）に標本抽出農協名簿（母集団企業名簿）を作成し、総合農協数に比例して無作為に行った。

業 種	標本数	回収数	回収率
食 品 産 業 計	2,840企業	2,146企業	75.6%
食品製造業	940企業	746企業	79.4%
食品卸売業	940企業	702企業	74.7%
食品小売業	960企業	698企業	72.7%
総 合 農 協	140農協	132農協	94.3%

7 調査事項

(1) 企業調査における調査事項

- ア 企業の概要
- イ トレーサビリティシステムの現在の導入状況
- ウ 導入理由
- エ 遡及、追跡の範囲
- オ 情報の記録・保管状況
- カ 仕入先及び出荷先への伝達方法
- キ 情報の開示状況
- ク 導入の効果と問題点
- ケ 今後導入しようとする場合の条件や契機
- コ 生産者の特定が24時間以内で可能な品目数割合（食品小売業者のみ）

(2) 農協調査における調査事項

- ア 農協の集出荷品目
- イ 品目別栽培管理情報の記録・保管状況
- ウ 栽培管理情報の記録・保管の整備を図っていく場合の条件や契機
- エ 栽培管理情報の記録・保管方法
- オ 栽培管理情報の開示状況
- カ 出荷品目の追跡状況範囲
- キ 情報の伝達方法
- ク 追跡が行える仕組みの整備を図っていく場合の条件や契機

- (3) 調査項目の細目は、参考の「トレーサビリティシステムの導入・実施状況等の実態調査票（食品製造業者用）」、「トレーサビリティシステムの導入・実施状況等の実態調査票（食品卸売業者用）」、「トレーサビリティシステムの導入・実施状況等の実態調査票（食品小売業者用）」及び「トレーサビリティシステムの導入・実施状況等の実態調査票（農業協同組合用）」（以下総称して「調査票」という。）に記載するところによる。

8 調査方法

統計・情報センターから郵送で調査票を送付・回収する往復郵送調査により、調査客体が自ら記入する自計申告調査として行った。

9 調査期日

調査は、平成17年2月に実施した。

10 調査結果の集計方法

(1) 推定方法

各階層区分の平均値は以下の計算式により推定した。

《計算式》

$$\bar{x} = \frac{\sum_{i=1}^L \frac{N_i}{n_i} \sum_{j=1}^{n_i} x_{ij} \cdot k_{ij}}{\sum_{i=1}^L \frac{N_i}{n_i} \sum_{j=1}^{n_i} k_{ij}}$$

\bar{x} = x項目の推定平均値

N_i = i階層の大きさ（母集団企業名簿のi階層の企業数）

L = 階層数

n_i = i階層から抽出した標本数（集計に用いた標本数）

k_{ij} = i階層から抽出したj標本が調査結果による区分において当該集計対象階層に該当する場合1、該当しない場合0

x_{ij} = i階層から抽出したj標本のx項目の値

(2) 推定値の実績精度

業種別のトレーサビリティシステムの推定導入率（すべて及び一部の品目に導入している企業数の全体企業数における割合）に対する標準誤差の算出を行った結果は、以下のとおりである。

業 種	標準誤差(%)
食 品 製 造 業	2.0
食 品 卸 売 業	2.0
食 品 小 売 業	1.9

11 調査用語の定義

(1) 調査単位

本調査では、企業単位に調査を行うことから、支社、支店、営業所、出張所、店舗等を持つ企業については、それらの事業所を含めた全体を1つの企業として調査する。

また、本調査は企業群（企業グループ、連結企業等）単位の調査ではなく、子会社、関連会社を持つ企業であっても、各企業毎の調査とする。

(2) 業種区分

本調査においては、日本標準産業分類における製造業、卸売業及び小売業の小分類及び細分類を再編成し、製造業で6業種、卸売業で5業種、小売業で9業種に区分する。（別表1「業種区分一覧表」参照）

(3) 総合農協

農業協同組合法で定める農業協同組合のうち、一般に組合の行う事業が信用事業とその他の事業（共済、購買、販売等）を併せて行う農業協同組合をいう。

(4) 従業者数（常用雇用者）

雇用期間を定めずに雇用されている人、若しくは1か月を超える期間を定めて雇用されている人をいう。

(5) トレーサビリティ（追跡可能性）

生産、処理・加工、流通・販売のフードチェーンの各段階で、食品とその情報を追跡し遡及できること。

(6) トレーサビリティシステム

いつ、どこから、仕入し、（いつ、どこで製造し）、いつ、どこへ出荷（販売）したか特定できる仕組みをいう。

また、食品とその情報の遡及・追跡のためのシステムであり、製造工程での安全性（衛生）管理や品質管理、環境管理を直接的に行うものではないが、それらのためのシステムを構築した場合に、結果としてトレーサビリティの実施に結びついている場合には、それらについてもトレーサビリティシステムが行われているものとする。

(7) 記録・保管

本調査においては、各段階（生産、加工、流通及び販売）における情報をロット毎に関連づけをして紙、磁気ディスク等の媒体に記録し保管することをいう。

(8) 荷姿（ロット）

同一条件の下で加工または包装された食品の各段階での取り扱い単位のこと。品目により何をロットとするかは異なる。

(9) 識別

照合番号又はID番号などによって、①個体、個別製品やロット、②事業者、③場所を特定できること。

(10) 識別単位

識別するときの単位。個体、個別製品やロットであり、食品の生産、処理、加工、流通及び販売の各段階において、食品の形や包装方法が変わるとき、識別単位が変化する場合があります。

(11) 識別番号

識別するための番号をいう。

(12) バーコード

太さや間隔の異なる棒を並べて表示する符号をいう。

(13) 二次元コード

水平、垂直方向に情報を持つ符号をいう。二次元方向に情報を持つことから、一方向の情報しか持たないバーコードの数十倍から数百倍のデータ表現が可能である。

(14) 電子タグ（ICタグ）

情報を記録する小さな集積回路（IC）チップとアンテナが組み込まれたタグ（荷札）をいう。非接触でデータを読みとり又は書き込みすることができる。

RFID（Radio frequency Identification）とも呼ばれる。

(15) フードチェーン

生産、処理・加工、流通・販売、最終消費者に至るまでの食品の流れをいう。

12 利用上の注意

(1) 統計表における導入状況等の割合の計と内訳は、表示単位未満（小数点以下第2位）を四捨五入したため一致しないものがある。

(2) 統計表中に使用した符号は次のとおりである。

「－」 … 事実のないもの。

「…」 … 事実不詳又は調査を欠くもの。

「0.0」 … 統計表の表示単位に満たないもの。

連絡先：農林水産省 大臣官房 統計部

生産流通消費統計課

消費統計室 食品産業動向班

電話：03 - 3502 - 8111（内線2885、2886）

03 - 3591 - 0783（直通）

別表1 業種区分一覧表

1 食品製造業

日本標準産業分類		食品産業動向調査	
中分類09	食料品製造業	業種コード	
小分類	091 畜産食料品製造業	→	1091 畜産食料品製造業
	092 水産食料品製造業	→	1092 水産食料品製造業
	093 野菜缶詰・果実缶詰・ 農産保存食料品製造業	→	1093 野菜缶詰・果実缶詰・ 農産保存食料品製造業
	094 調味料製造業	→	1094 調味料製造業
	097 パン・菓子製造業	→	1097 パン・菓子製造業
	095 糖類製造業	}	1099 その他の食料品製造業
	096 精穀・製粉業		
	098 動植物油脂製造業		
	099 その他の食料品製造業		

注：食品産業動向調査の業種コードは、食品産業動向調査独自のコードである。

2 食品卸売業

日本標準産業分類		食品産業動向調査	
中分類51	飲食料品卸売業	業種コード	
小分類511	農畜産物・水産物卸売業		
細分類	5111 米麦卸売業	→	5111 米穀類卸売業
	5112 雑穀・豆類卸売業	→	5112 野菜・果実卸売業
	5113 野菜卸売業	→	
	5114 果実卸売業	→	5113 食肉卸売業
	5115 食肉卸売業	→	
	5116 生鮮魚介卸売業	→	5114 生鮮魚介卸売業
小分類512	食料・飲料卸売業	→	5120 食料・飲料卸売業

注：食品産業動向調査の業種コードは、食品産業動向調査独自のコードである。

3 食品小売業

日本標準産業分類		食品産業動向調査	
中分類57	飲食料品小売業		業種コード
小分類	571 各種食料品小売業	————→	5710 各種食料品小売業
	572 酒小売業	————→	5720 酒小売業
	573 食肉小売業	————→	5730 食肉小売業
	574 鮮魚小売業	————→	5740 鮮魚小売業
	575 野菜・果実小売業	————→	5750 野菜・果実小売業
	576 菓子・パン小売業	————→	5760 菓子・パン小売業
	577 米穀類小売業	————→	5770 米穀類小売業
	579 その他の飲食料品小売業 (細分類の料理品小売業は除く)	————→	5790 その他の飲食料品小売業
細分類	5795 料理品小売業	————→	5795 料理品小売業

注：食品産業動向調査の業種コードは、食品産業動向調査独自のコードである。

別表2 従業者規模階層別一覧表

	第1階層	第2階層	第3階層
従業者規模	0 ～ 4人	5 ～ 9人	10 ～ 19人
	第4階層	第5階層	第6階層
従業者規模	20 ～ 49人	50 ～ 99人	100人以上

注：米穀類小売業の第5階層と第6階層については、母集団企業数が少ないことから第5階層にまとめた。